

都市問題パンフレット

NO 8

東京市政調査會

東京市政調査會

市會に關する制度改善諸案



目次

市會に關する制度改善諸案——質問書に對する回答の調査……………一

第一 回答全體の觀察……………一

第二 各項目別觀察……………八

第三 其他質問事項以外の諸案……………二三

第四 回答者の職業別集團別による觀察……………二七

結論……………二八

市會制度改善案私見……………前田多門……………三

一 市政改善の要點……………三

二 市政商賣の議員を排斥せよ……………三

三 市會定員減少……………四

四 他より優良分子を入るゝ途如何……………六

五 參事會委員會の公開ニ萬年市會	三
六 市長の地位を強くせよ	元
七 レフエレンダム採用の餘地ありや	四
八 結局都制の確立	五

08858

市會に關する制度改善諸案

——質問書に對する回答の調査——

東京市政調査會

緒言

數年來市政上の重大案件ある毎に不快の噂を喧傳せられ、暗雲低迷しつゝあつた東京市會は、這般峻嚴なる司直の手の動くに及んで、遂に其の醜惡なる内情を暴露し、空前の疑獄を生んだ。之を見る市民、或は昨日迄權勢に驕れる者の失脚に快哉を叫び、或は不正議員を選擧せる市民の無自覺を責め、或は世道人心の墮落頹廢を痛嘆する等、世論は囂々として沸騰し來りつゝある。而してこの鼎沸する論議の中に、市民一般の市政に對する關心は著しく昂まり、市政に改革を加へんことを要求は澎湃として起り來つた。

思ふに市政の改革には三つの方面が考へられる。第一は市民教育の徹底により、永遠を期して改善を圖るもの、第二は制度の改革を行ひ、弊害を起り易からざらしむるもの、第三は制度を現状のまゝ維持し、専ら當事者の運用上の技倆に解決を求めんとするものである。第一の策は思ふに最も根本的の對策であらう。併しそは常住不斷の努力を要求するもので、目前焦眉の急に應ずる改善策とはならない。第三の改善法も亦根柢深き案である。制度

は結局死物であつて、運用は人にある。人を得ずんば、百の良制度も空なるべく、百の悪制度も、一の人格によつて善果を収める事必ずしも無しとしない。けれども、斯の如き人格者を得る事は、現下の事情に於ては決して必然を期し得ない。偶然的事情の發生を手を束ねて待つは、社會生活の改善を圖る者の採るべき態度ではない。斯く見來る時、現前の市政腐敗防止の對策としては、第二の制度の改革に考へ及ばざるを得ないのである。

然らば、市政改革は抑々如何なる點から始め、如何なる歸趨に従ふべきか。市政の關係する範圍は廣く、法制、組織及び技術は複雑である。詳細の點に至つては、到底所謂素人の判斷立案のみに委する事は不可能であつて、必ずや専門家の手を煩さねばならないが、而も其の所謂立人以外の者をも含む市民の輿論の趨勢は、改革の基調として最も重んぜねばならない。爰に於てか本會は、市政改革の第一歩は市民の市政改革に關する意嚮が那邊に在るかを知るにありとし、朝野の有力者に對し左の如き質問書を送つて回答を請ひ、その多數の回答中から、何等かの結論を得ん事を試みたのである。

東京市會に關する制度改善の件

拜啓 東京市政に關し又もや疑獄事件發生致したるは、御同様遺憾に堪へざる義に有之候。是畢竟市會議員中低劣なる素質を有する者が大勢を支配するに歸す可く、其の端正の根本義は、此の際一層愛市中心を喚起して、市民が選挙に際し議員候補者の鑑別を誤る事無きを期す可きに在るは、申す迄も無之、今回本會が市政カード第三號を以て汎く市民に訴へたるも、此の趣旨に外ならず候。然るに當面焦眉の急務たる市政現況の改善に關しては、單に愛市中心の喚起を叫ぶのみにては充分ならず、他面現在の事實を事實と見て、制度の力に依り劣惡議員の輩出を防止するか、或は假令劣惡議員若干介在するも、其の惡勢力を振ひ得ざるが如き具體案を講究する必要を痛感致候。依て本會は如上の趣旨に基く制度改正諸案に就き、其の本會の意見と合致するものと否とを問はず、大體世人に思考され得べき各種の意見中、主要なるものを數語に縮め、別紙の如く列記致候。是等の諸項中には、上述の如く本會として

も直ちに賛成致し難きものも有之、又其の或ものは明に他と矛盾衝突致す關係にありて、要するに唯だ一應列挙したるものに過ぎず候處、此の際等に関し、社會の指導者たる各位の御檢討を請ひ、諸案中如何なるものが比較的時弊を匡正する上に於て適當なるか、を御判斷願ひ候て研究に査し度候條、御多忙中乍恐縮別紙各事項中御賛成の分には其の頭部に○印御記入の上、折返し御廻附被下度、仍ほ是等列挙事項は單に例示のものに過ぎず候間、其の以外に涉り改善上の御意見何なりとも御腹藏なく同紙餘白に御記入被成下候は、一層幸甚に存上候。仍ほ是等御意見は他の分と共に蒐集整理の上、必要に應じ適當の方法を以て其の結果を公表致し度何卒御諒承願上候。右御依頼迄如斯御座候。

敬具

東京市會に關する制度改善諸案

一、市會議員の定員現在(八十八名)より著しく減少する事

理由 少數にすれば責任の歸着點も明となり、且つ其の自重心を促し、幾分素質善き者を選出せしめ得べし、外國の例、紐育(人口六百萬)七十一人、シカゴ(人口三百萬)五〇人、フィラデルフィア(人口二百萬)二〇人、デトロイト(人口百萬)九人等

二、市會議員の被選舉資格に嚴重なる制限を加ふる事

理由 市會議員の素質を向上せしむるため

三、市會議員の選舉母體を二種に分ち、其一部は從來の如く地域制の一般選舉に依らしめ、其の他の部分は市民生活に關係深き種々の團體より代表者を出さしむる事(例一産業組合、商工會議所、勞働團體、學術協會等)

理由 是等の團體より代表者として派遣する者ならば其の素質は良好なる可し

四、比例代表制を採用すること

理由 各黨派の勢力を公平に市會に反映せしめ、以て多數黨の横暴を抑制す

五、市會議員の任期(現在四年)を短縮する事

理由 市民に對して市政革新の機會を多く與ふる爲

六、市參事會及市會特別委員會を公開する事

理由 現在の市参事會及市會特別委員會は秘密會なる爲め議事の公明正大を妨ぐる恐れあり
七、市會に有力なる第二院を設くる事

理由 議事の慎重を期する爲

八、市長官選制を採用する事

理由 市會議員の極端なる市長掣肘を防ぐ

九、市長を直接市民の投票に依り選舉せしむる事

理由 同上

一〇、市長の權限を擴張する事

イ、市會要決事項の縮少 ロ、市長に市會の議決に對する拒否權を附與 ハ、市長に市會解散權、原案執行權を附與

理由 同上

一一、市會の議決に對し、市公民の一定數(法定)より要求ある時、或は其の他適當の條件を具備する時は、改めて市公民の一般投票に附して決定する事(レフエレンダム)

理由 市民の市會監視を具體化する爲

一二、婦人に選舉權被選舉權を附與する事

理由 婦人は市政の内容とする消費生活の諸問題に利害を有する事多大なると共に、利權の誘惑を感ずる程度男子に比して少からん

一三、豫算案其他重大案件は市會附議前一定期間説明書を附して廣く之を市民に公開する事

理由 市民に市會附議事項の何たるを知らしめ、市會に輿論を反映せしむる機會を與ふ

質問書の發送先は、大多數東京在住者であるが、必ずしも嚴格に之を限らず、兩院議員等は全國的に亘り、學者は遠く關西在住の士をも含み、總てにわたつて東京市郊外在住者は甚だ多く混じてゐる。その質問書發送總數

は、五、六八八通、之に對し寄せられた回答の數は九月三十日迄に 一、五二九通であつた。

即ち質問に對する回答の割合は二七%の好成績を示したが、なほ參考の爲めに、その回答率を各方面別に見るに左の如くであつた。

實業家	二六%	市區府會議員	一四%
官吏	二一%	貴族院議員	一〇%
公吏	三五%	衆議院議員	一二%
學者	七一%	婦人	五六%
記者著述家	一七%	教育家	五二%
其他	五五%	合計	二七%

返送された質問書には無名のもの、病氣旅行等の爲め意見開陳不能を家族より謝し來られたもの等を含んでゐたから之を除き、全數一、五〇〇通の回答に關し、本會は整理調査を行つた。其の調査の結果に基き、以下先づ回答全體を一團とした中で、多數者の賛成が十三箇の質問箇條中如何なる項目に集中するかを示し、次で回答者の職業別、其他の集團別により意見に如何なる相違を來すかを見、之によつて如何なる結論に到達するかを明かにせんとするのである。

第一 回答全體の觀察

回答整理數一五〇〇の中に含まれた各項目に對する賛成數及びその賛成數の回答者數に對する割合は左の如く

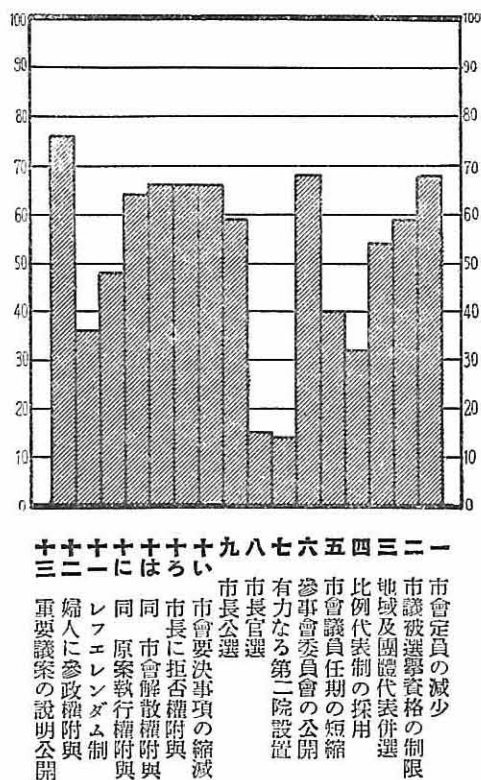
である。

質問項目	賛成者数	賛成者割合	質問項目	賛成者数	賛成者割合
一 市會定員の減少	一〇一四	六八%	九 市長公選	八七九	五九%
二 市會議員被選舉資格制限	八八二	五九%	一〇イ 市會要決事項範圍縮減	九八八	六六%
三 地域代表團體代表併選	八一七	五四%	ロ 市長に市會議決拒否權を附與	九八七	六六%
四 比例代表制の採用	四七四	三二%	ハ 同市會解散權を附與	九八八	六六%
五 市會議員任期の短縮	五九六	四〇%	ニ 同原案執行權附與	九六六	六四%
六 市參事會市會特別委員會の議事公開	一〇一九	六八%	一 一レフレンダム制採用	七二七	四八%
七 有力なる第二院設置	二〇三	一四%	一 二 婦人に參政權附與	五四〇	三六%
八 市長官選	二二三	一五%	一 三 豫算重大案件の市會附議前説明公開	一一四六	七六%

左の圖表は、各項目の賛成獲得割合を明瞭に印象せしむべく、賛成率の大小を棒の長さで現したものである。

右の統計並に圖表に依れば、一般に賛成の最も多いのは「豫算及び市政上の重大案件を市會附議前一定期日に公開説明する」と云ふ第十三項で、之に次ぐものは、第六質問事項たる「市參事會及び市會特別委員會の議事公開」並びに第一項の「市會議員定員の減少」で、之より少し下つて、第十項「市長權限の擴張」が来る。第十項は内容が「市會要決事項範圍の縮減」「市長に市會議決拒否權附與」「同市會解散權附與」「同原案執行權附與」の

合割成賛るす對に項各の者答回



四目に分れて居り、大體全部を通じて賛成をされた人が多いが、選擇的に賛成された方もあるので、各目多少賛成数が異り、最後の原案執行權は多少落ちてゐる。

反對に賛成獲得数最も少かつたのは、第七項「有力なる第二院の設置」で次に第八項「市長官選」も殆ど之と同様の不人氣、第九項の「市長公選」が多數の賛成を得

たのに對し興味ある對照を示す。「比例代表制」、「市會議員の任期短縮」等も賛成比較的小數である。「婦人參政權附與」も賛成多數とは云ひ難いが、一方第二項「市會議員被選舉資格制限」が「市長公選」と同位の多數賛成者を得てゐる點から考へると、意外に多數の共鳴者を有してゐることも見得るであらう。

回答者の過半は上記各質問事項に賛否の符號を附せられると共に、簡單な批評を加へられ、また質問事項以外に互る感想希望條項等を述べて居られたので、回答者の賛成反對の論據が那邊にあるかと略々察し得るのである。之を通覽しての印象と統計に現れた結果とを次に略言しやう。

第二 各項目別觀察

一、市會定員の減少

質問書には、減少の論據を市會議員の質の向上と云ふ點に置く様に記されてあつた。此の論據からの賛成者も甚だ多かつたと思はれるが、一面に事業の執行に當つて一々相談せねばならぬ相手の多い事は、能率を悪くする云ふ點を重く見て、この提議に賛成された人が甚だ多い。一體此の市會定員減少案は實業家方面に最も賛成者が多かつたが、此等人士の主たる論據は、自ら株式會社の經營に當つて經驗された所から割り出されたのが多く見受けられた。減少を非とされたのは無産黨關係者で、殊に其の壯年以下で最前戦に活躍せる人々には賛成者絶無であつた。之に次ぐものは市區府會議員殊に區會議員で、その賛成率は後に示す如く辛うじて三〇%を越しただけである。此の以外に減少を非とされた人々の論據は、減少が議員の質を向上せしめないのみならず、却つて少數者の横暴を増加する云ふ點に集中し、之を制するが爲めには、反對に議員數を著しく増加せしむべしと附言された方が全體を通じて二十三名あつた。

二、市會議員被選舉資格を嚴重に制限

之に對しては、普通選舉の趣旨に悖る云ふ論據から、制限の立法技術上の困難と云ふ論據からこの反對が多く、殊に官公吏學者著述家等に之を明示されたのが少くなかつた。けれども制限賛成者も甚だ多く、附言中に其

の制限内容として、疑獄事件に連座したものや嫌疑を受けた様なものは永久に被選舉資格を奪ふこと、職業的政治家を排除する事、政黨關係者を選舉せざる事等書かれたのが多數で、その意の在る所は明瞭であつたが、唯々之を選舉民の心得とすべきか、法律的に規定すべきか、に關しては眞意を明瞭にし難い。法律的に規定すべき制限として注目すべき提案は、代議士の市會議員兼職を禁ずべしとするもので、二十一名の提案者があつた。質問條項中に之を挿入したならば、なほ多數の賛成があつたらうと思はれる。制限論者の中に、資産教育の程度により資格制限を設けよ、と附言されたのが少くなかつたが、之は多少普選に對する反動的傾向と見受けられる。疑獄事件に連座せる者の中に、恒産あり最高學府の教育を受けたものも少からぬ現状を目前に見ては、斯る形成的標準が市會議員としての奉公心の標準となし難きを感じざるを得ない。

三、市會議員の選舉母體を二種に分ち、一半を従來通り地域制による選舉、他半を市民生活に關係深き團體より選舉す

之は主義としての賛成者は甚だ多い様であるが、實行難、殊に「市民生活に關係深き團體」の選定難を指摘して賛成を躊躇せられた方が多い。賛成者の中には、この團體中に、衛生組合、醫師會、小學校教員會、宗教團體等の團體を忘れぬやうに舉げて居られるのが多かつた。

四、比例代表制の採用

之はかなり不人氣である。主たる論點は、方法煩雜にして理解に困難なこと、及び市會に黨派觀念を導入すべからずと云ふ所にある様である。

五、市會議員の任期短縮

之は市區府會議員に於て最も賛成者少きは當然と思はれるが、一般にも非常に歓迎される案ではなかつた。反對者の主なる理由は、選挙の回数が多くなつて煩しい、市の事務に通ずる爲めには四年の任期は必要である、云ふにある。併し附言を以て、リコール制（選挙民一定数の要求により議員を任期中に解職する制度）を採用すべきを主張された人々が十四名あつた。又議員の重任を禁ずべしと附言された人、議員は少くも二期勤務の準備ある人ならざるべからずと説く人（市區府會議員以外に於て）略々同数あつたのは興味ある對照であつた。リコールと重任禁止の主張は、議員の不正防止を主眼とし、議員在職年限の長からん事を希望する人は、事務通曉を重んずる結果であらう。

六、市參事會、市會特別委員會の議事公開

之は最も多くの賛成を集めた條項の一つであるが、一般の賛成に反し官公吏に於て賛成者が比較的少かつた。公開をすれば、現在の様な無節制の傍聴者が雪崩れ込み、議案の決定に強迫威壓が加はり、却つて利權關係により動かされる事を、議事の實際經驗から理由とされるらしい。

七、有力なる第二院の設置

總てを通じて最も不人氣な案である。市政を煩雜ならしめるこの懸念が、最も有力な反對理由なるが如くである。併し第二院と云ふ意味でなく、市會以外に立つて市政一般に關し監査し、又會計検査を行ふ機關を設けねばならぬこの意見は相應多く、約十九名の提案者があつた。

八、市長官選

前項と共に最も反對者が多い。反對理由は、餘りに時世遅れと云ふの、中央政府の勢力が露骨に影響し弊害を醸す云ふの二つである。併し比較的近年に市の高級吏員をやめられた方の中に官選を是とされたのが三人あり、又後述する如く、官公吏のグループに於て之に對する賛成率高き事は注意すべきである。一般の賛成者にあつては、次項の公選が出来ないならば官選にすべし、と選擇的に賛成されたのが甚だ多い。

九、市長を市民の一般投票により選挙す

賛成者多数な項目の一つである。併し公選の形式に就ては、三名の候補者を官選し一般に投票せしむと云ふ比較的官選説に近いのから、一般投票による候補者若干名中より市會が決選を行ふと云ふのを経て、絶對無條件の公選に至る迄、可なり各人各説の趣があり、其の形式によつては、有力な反對を招くかも知れないが、現在の市長選挙制度に對する不満と云ふ點は明かに觀取せられる。

一〇、市長の權限を擴張する事

賛成多数なるに於て第四位を占める。現行市制が市會中心主義を採り、市長の活動を餘りに掣肘する事に重大なる缺陷を認める觀察が、期せずして一般の一致を見たものであらう。殊に此の觀察點を強く探るものは官公吏の一團で、此の一團にあつては、他の何ものよりも市長權限擴張を市政改革の重點としてゐる。而して之に不賛成の態度を示すのは、市區府會議員の一團で、賛成者は三分一に過ぎないのは、當然と云へば當然と云ひ得るであらう。又無產黨關係者は大多數此の市長權限擴張に反對であつた。多数の意嚮を顧る事なしに市長が市政を獨

斷專行するを非とされたのである。併し市長権限の擴張に賛成される方も、多數は前項市長公選と併行せしむべしと附言して居られ、少數者の獨斷專行も、多數者の意思に基礎を置く時は、デモクラシーの原則に反するものに非ずとする思想が顯著であつた。

一、重要事件に就きレフエレンダムに訴ふ

之は賛成よりは否定の方が多かつた。否定の根據は餘り明瞭でないが、既に市會を選挙する以上、之に全權を委ねべきではないか、この主張が若干眼に觸れた。比較的多數の賛成者は學者記者著述家中にあり、最も進んだ意見としては、イニシアチブ（市民發案權）をも許容せよと云ふのが若干あつた。

二、婦人に選挙權被選挙權附與

尙早論者が大多數を占めてゐるが、絶対に婦人の政治能力を否認せるものも少くは無い。投票の結果から見れば、此の條項に最も不賛成のもの、即ち婦人不信任の意を表せるは、實業家、官公吏、市區府會議員の順で、意外に賛成多く婦人を信任してゐるのは兩院議員の五〇％。婦人自身がこの條項に賛成なのは當然であるが、併し賛成者一〇〇％には達してゐない。二名の反對者を含んでゐた。質問書の提案理由には「婦人は利權の誘惑を感じざる事男子に比し少なからん」と記されてあつたが、參政權附與賛成者の中にも、「この理由は首肯し難けれども」と附言されたのが可なり多數あつた。

三、豫算其他重大案件を市會附議前に説明公開

之は最大多數の賛成者を獲得した。少數の可なり市政の現状に通じた人が、自身餘りに細目に通曉せるが爲め

に、市民には到底難解で説明しても無益なりと云ひ、又甚しく樂觀的な人が、現に新聞が書き立てゝゐる、あれだけで十分ではないか、と云ふのを除いて、一般に異口同音に此の條項の實施が要求されてゐることが明かである。この條項の内容は我が東京市政調査會が市政改善上の緊急事項として、過日東京市を初め全國市長に對して提出したもの、圖らずも廣く識者の一般的支持を受けるを明かにし得たのは、寔に本會の欣幸とする所である。

第三 其他質問事項以外の諸提案

以上十三ヶ條の質問事項以外に亘り氣附かれた所あらば提案されたいとの希望に應じて、回答書の空白に種々なる改革案が書き記されてあつた。それは甚だ廣範圍に亘る散票となつて居り、且つ非常に具體的な方策の論述から抽象的理想の表示迄連續せる系列をなして居り、一項々々數へ上げるに云ふ方法を以ては甚だ概括し難いが、大體の傾向に従つて分類を試み、主なる提案を列舉して見よう。

一、選挙權に關するもの

選挙資格年齢の低下、住居による制限の徹廢又は緩和（三名）郊外在住者にも東京市民權附與（五名）東京市に原籍ある者のみに選挙權附與（一名）演職議員を選出せる選挙區民は懲罰的に選挙權を停止す（六名）
 二、選挙方法に關するもの

定員半數を各區毎の小選挙區より、他の半數を全市大選挙區より選出、小選挙區選出議員の任期は二年とす（一名）市會全部を職能代表制とし地域代表廢止（一名）其他選挙區制の改正（六名）三級選挙制に復古

すべし(五名)市會定員の四分一乃至三分一を官選す(一名)議員選舉人を選舉する複選法の採用(九名)不適任候補者を排斥するマイナス投票を認めること(四名)有力公正なる團體の候補者推薦(一七名)立候補届出制の廢止(六名)選舉費用の制限(八名)選舉公營(三名)

ハ、被選舉資格に關するもの

教育程度財産又は職業により被選舉資格を制限す、(三二名、一筆者註)職業による制限としては辯護士最も多く槍玉に擧げられ、醫師、新聞記者、請負師、市に關係ある事業家等も名指されてゐる)代議士の市會議員兼職禁止(二二名)再選の禁止(五名)二期重任の用意あるべきこと(四名)飲酒家排斥(一名)候補者は宗教の有無を明白にすべし(一名)其他、職業的議員の排斥、演職議員の被選舉權永久剝奪を説くものは無數

ニ、市會議員の權限及待遇に關するもの

利權の誘惑を感じしむべき豫算關係議案は市會に附議せず市長に一任(一名)重大問題は各議員に於て豫め選舉人會に附議す(一名)市會議員は市長助役以外の吏員との直接交渉をなすを得ず(一名)市會以外に於ける各種の議員優遇を廢す(二名)歳費手當等の増額(一四名)同全廢又は減額(一一名)市會議員に對し論功行賞(二名)市會議員の生活費を公表せしめよ(一名)

ホ、市參事會常設委員會に關するもの

市參事會員の權限縮少(二名)市參事會制の廢止(一名)常設委員會の廢止(二名)委員出張旅行の廢止(八名)

ヘ、市會議事に關するもの

市會開期の限定短縮(二名)市會開議時間を晝間にし正確にす(二名)市會議決は一切記名投票とす(一〇名)買収等不正手段による決議の失効(一名)高僧を聘し市會開議前説教を行ふ(一名)

ト、市長及市吏員に關するもの

市長選舉に關し、候補者を官選し一般投票で決選、或は候補者を公選し市會で決選、或は市長選舉人を選舉する等、種々な形の複選的方法の提案(一〇名)市長は市民たるを要す、官吏たりし經歷ある市長は官吏生活を離れて年處を経たるものなるを要す(一名)市長に警察權を附與(一名)市長の在任期間を定めよ(一名、一筆者註)頻繁なる更迭が市長職に任期の定めなきかの如く思はしめつゝある事實を語る言なるべし)市長以下理事者吏員の身分保證(一〇名)

チ、市制度一般に關するもの

自治權の擴張或は都制の施行(一二名)明治卅一年以前の市制に復古(二名)委員制の採用(四名)市支配人制の加味(三名)市政を株式會社と同一組織にす(一名)市政顧問十名以内を置き樞要の議に與らしむ(一名)市政全般に對する監査機關を設く(二一名)會計検査院をして市の會計を検査せしめ又は獨立の斯る機關を設く(八名)市營事業の決算を毎期公表せしむ(二名)市營事業を整理し民間に抛下ぐ(一名)市の公益事業監督の權限を縮少す(一名)區の自治化又は權限擴大(一二名)町會の權限擴大(六名)町會の選舉母體化傾向防止(一名)リコール制採用(一四名)イニシアチブ制採用(五名)

活動寫眞を利用して議場の混亂狀況を市民の眼前に曝し不良議員をして再起の機無からしむ（一名）芬蘭に於ては市會議員を英語の Town Fathers に當る語を以て呼び尊敬の念を以て對せり、我國に於ても市會議員を今少し丁重の名を以て呼び、その品位を高めしむるが可ならずや（一名）等々

此の外に市會政黨化の防止、司法權の徹底的活動希望を云はれる人々は無數にあるが、多少抽象的であるし、あまりに多數者の附言になれるが故に上の列舉事項中に入れなかつた。内容明確で、提案者數も多しは云へ無數ではなく明かに勘定し得たものに、「市會定員の増加」案があつた。之は前に述べた如く提案者二十三名。上記の分類中に入れ難かつたのでこゝに抽出する。

附言中他の人々の著しく異つたものに二人の舊江戸贊美者の提言があつた。興味深く考へられるから左に引用しよう。

（一）市政の改正は舊江戸自治制を參酌し得らるゝだけ參酌して立按したく存候

市長は官撰とし權限擴張無論の事（町奉行を顧慮するこゝ多かるべき歟）

市參事會（舊町年寄の事務に相當せしむるこゝ如何）

市會議員（各町舊町役人より區會議員を舉げ覆撰したき事を同願）

帝國臣民が日本國政に對する意味合よりの普通選舉は格別に付居住の町に持つ因縁々故によりて撰被撰共に制限すべき事

（二）「江戸者の生れ損ひ金を溜め」といふ古川柳がある、「孟子」に上下交も利を征つて國危しとある、經濟價値の現代半面の缺點で、智育體育を尊重し、情育もなく德育もない現代の大都會で、江戸の心も江戸の形も悉く薩長政府が踏潰した上に外國の模擬の政治を行つた爲め、江戸の自治の精神は亡び、都市を絶愛した江戸子は驅逐され、旅人の心を持つた旅客的漂流者の集合せる東京市は今日の腐敗は當然で、功利主義一點張の星亨以來病膏肓に入つてゐる、形式を正す共昔の川柳、即ち純日本民族の正しい系統の江戸の心を有した川柳の情育を施す事の必要を深く感じてゐる。

第四 回答者の職業別集團別による觀察

回答の調査を行ふに際しては、上にも其の片鱗を示したが如く、回答者を職業其他集團によつて分類し、各分類毎に集計をして、職業により社會的集團により、如何なる差違があるかを知らんしたのであるが、其の分類は簡明を主として、左の二種類によつた。

第一分類 （一）實業家 （二）官公吏 （三）學者記者著述家 （四）教育家宗教家 （五）市區府會議員

（六）兩院議員 （七）婦人 （八）其他

第二分類 （一）元市吏員 （二）元市會議員 （三）市政の直接監督者たりし元官吏 （四）社會科學者

（五）無產黨關係者 （六）藝術家

第一分類に關する集計を終つた後に、各職業各集團中から適合者を物色して第二分類を編成したのであつて、之によつて次に示す如き二種の統計を作つた。

問 答 者 數	實 數					割 合 (%)				
	實業家	官公吏	學者	教育家	市區府兩議員	實業家	官公吏	學者	教育家	市區府兩議員
一、市會定員の減少	三六八	一〇四	一七五	一三三	五	八	一五	一〇四	六	六
二、市議選選舉資格制限	二五三	八	一五	三〇	六	五	四	八	五	五
三、地域代表團體代表併選	三四	八	一五	一〇七	七	一〇	八七	七	四	三
四、比例代表制採用	二二	四	九	五	六	四	四	五	四	六
五、市會議員任期短縮	一九三	五	一〇	六	三	四	一〇	二四	五	四
六、參事會員委會公開	二〇	九	一七	一	九	六	一	一〇五	七	五
七、有力なる第二院設置	八	三	三	三	六	五	七	三	四	三
八、市長官選	五	三	三	三	一	五	三	二	三	二
九、市長公選	一五	九	一七	一〇四	五	五	一七	八九	五	九
十、イ市會要決事項縮減	六六	一六	一五	一五	五	六	九	六	六	六
ロ市長に拒否權附與	七六	二七	一五	一五	四	七	三	五	五	六
ハ同市會解散權附與	六五	一六	一五	一五	四	七	三	五	五	六
ニ同原案執行權附與	二九	一三	一五	一三	五	七	九	六	六	六
十一、レフエレンダム制採用	一七	四	四	七	四	一	七	九	六	六
十二、婦人參政權附與	四	四	一	一	四	一	一	一	一	一
十三、豫算重大案件説明公開	六八	二二	一八	一五	六	七	一〇	一	五	五

第二分類

問	答	數	實	數	割	合(%)
一、市會定員の減少	元市議員	三	三	三	100	100
二、市議被選舉資格制限	元市議員	三	三	三	100	100
三、地域代表團體代表併選	元市の監督者	三	三	三	100	100
四、比例代表制採用	社會學者	四	四	四	100	100
五、市會議員任期短縮	無產黨關係者	三	三	三	100	100
六、參事會委員會公開	藝術家	三	三	三	100	100
七、有力なる第二院設置	元市議員	三	三	三	100	100
八、市長官選	元市議員	三	三	三	100	100
九、市長公選	元市議員	三	三	三	100	100
十、イ市會要決事項縮減	元市の監督者	三	三	三	100	100
ロ市長に拒否權附與	社會學者	四	四	四	100	100
ハ同市會解散權附與	無產黨關係者	三	三	三	100	100
ニ同原案執行權附與	藝術家	三	三	三	100	100
十一、レフエレンダム制採用	元市議員	三	三	三	100	100
十二、婦人參政權附與	元市議員	三	三	三	100	100
十三、豫算重大案件説明公開	元市の監督者	三	三	三	100	100

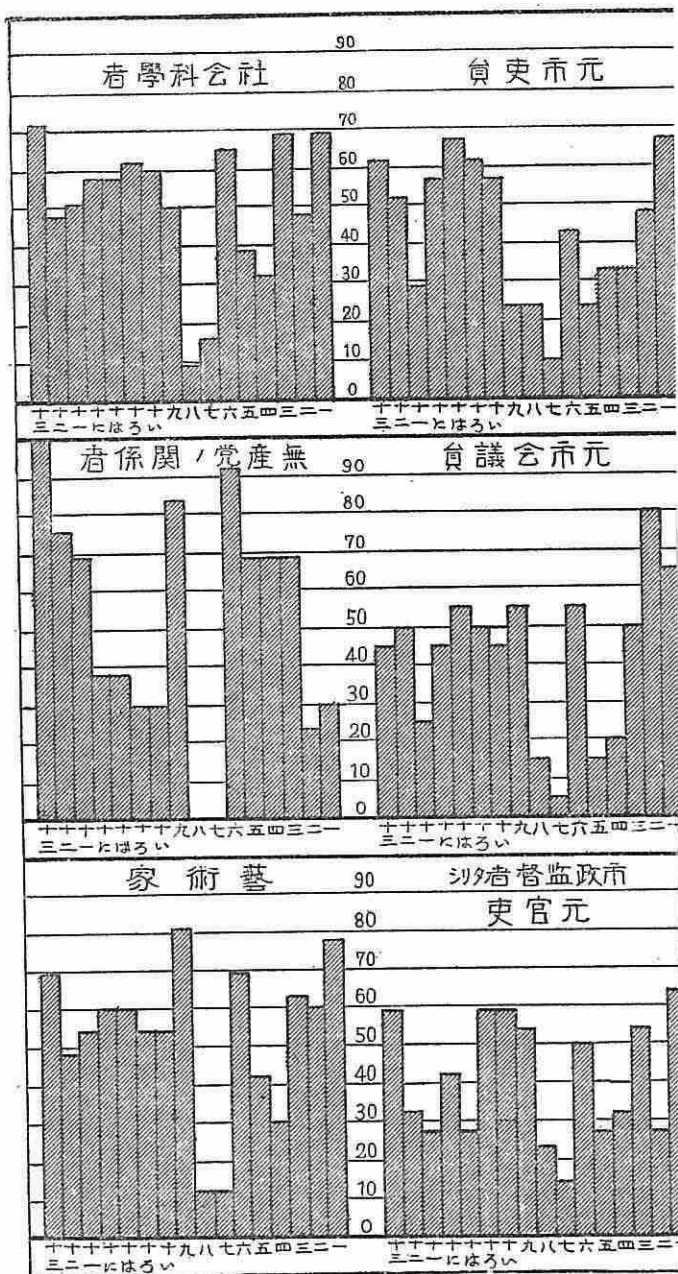
分類統計に現れた傾向の顯著なるものは、既に前節にも述べたし、讀者にして圖表を仔細に觀察されるならば、各グループの特徴を明瞭に認められるであらうが、次に若干の附言を試みて、各方面の改革意見の岐るゝ所を出来るだけ明かならしめよう。

第一分類

一、實業家 一般の回答を通觀するに「重要議案の市會附議前公開説明」が最多數の賛成を得てゐるのだが、此の實業家のグループは例外であつて、「市會定員の減少」の賛成率第一位を占めてゐる。「婦人參政權」に對しては他の何れのグループよりも賛成者少く、「市長公選」に對しても、賛成率比較的低いのが特徴をなしてゐる。質問條項外にわたる希望案としては、一般に多數あつた市會議員素質改善に關する方策の外に、市行政制度を株式會社と同じ様な組織にせよ、市營事業の會計を營利事業會社の様にし、一期毎に貸借對照表損益計算を公表せよ、市營事業を整理して民間に拂下げよ、と云ふ様な實業家らしい案が、必ずしも多數ではないが、散見せられた。

二、官公吏 此のグループも、第一位の賛成條項に就て一般の例外をなし、「市長權限の擴張」が最多數の賛成率を得てゐる。その他に看過し得ない特徴は、「市長官選」案に對し賛成率が比較的多い事である。無論その賛成率が、各質問條項中市會第二院を設置と共に最低の地位にある事は一般の傾向と同じいのだが、併し此の條項に二〇%以上の賛成率あるは他のグループには見られない事であつた。

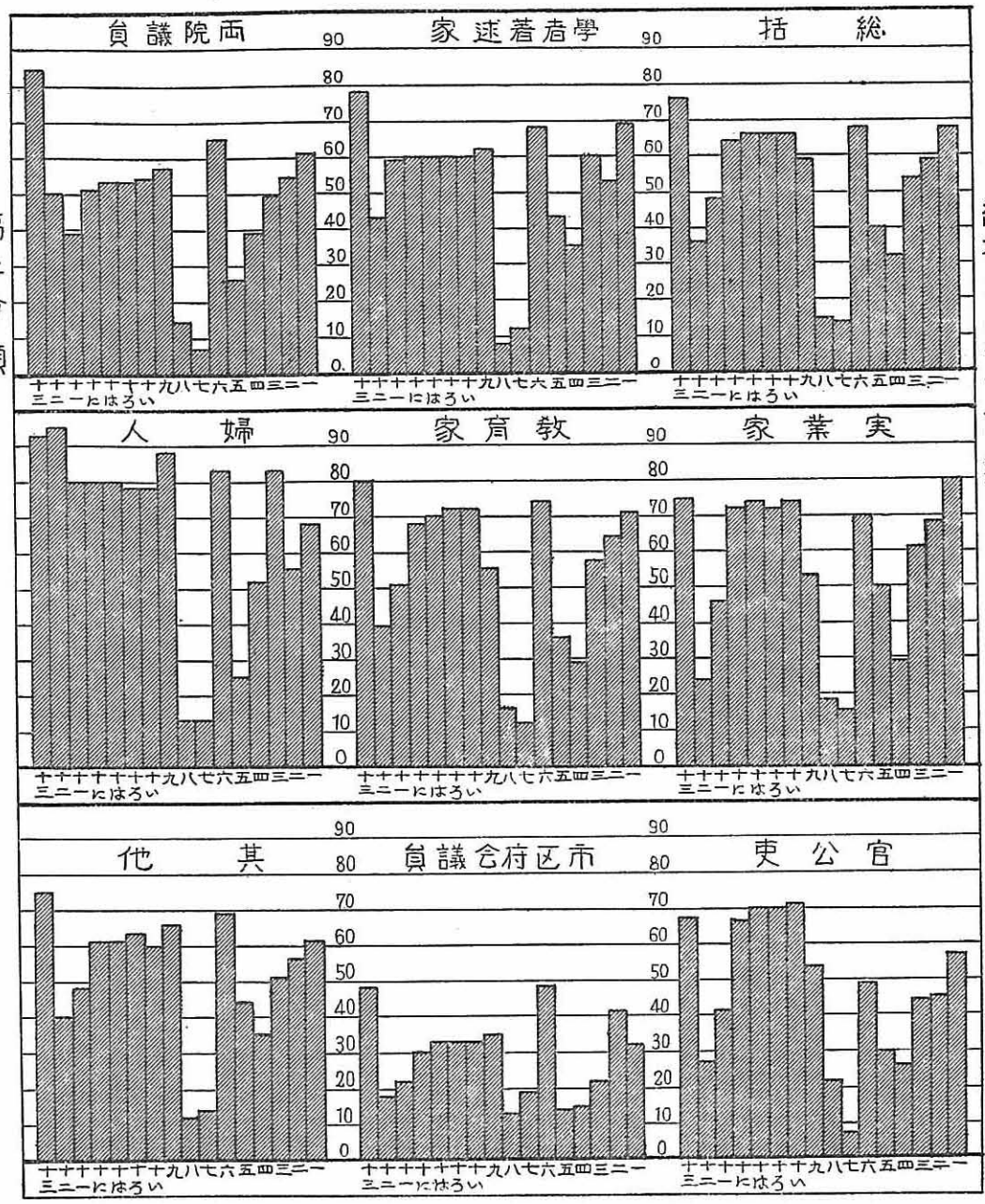
回答者集團別各項賛成割合
異同比較の圖表



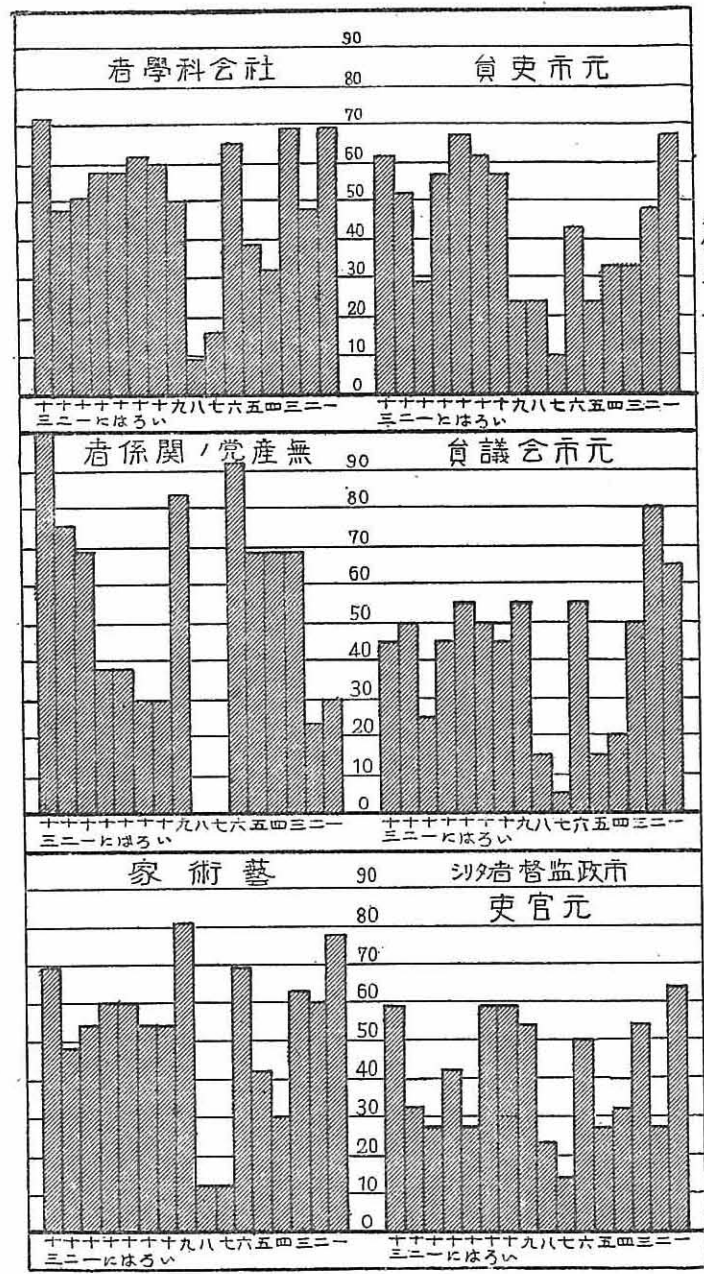
回答者集團別各項賛成割合
異同比較の圖表

總括及第一分類

- 一、市會定員の減少
- 二、市議被選舉資格の制限
- 三、地域代表團體代表併選
- 四、比例代表制の採用
- 五、市會議員の任期短縮
- 六、參事會委員會議事公開
- 七、有力なる第二院設置
- 八、市長官選
- 九、市長公選
- 一〇、市會要決事項の縮減
- 一一、市長に拒否權附與
- 一二、市會解散權附與
- 一三、同原案執行權附與
- 一四、レフエレンダム制採用
- 一五、婦人選舉權被選舉權附與
- 一六、豫算重大案件の説明公開



第二分類



官吏のグループを更に分けて、官吏と市吏員と別々に觀察するに、多少興味ある差違が認められる。尤も此のグループ百八十一名中市吏員の数は二十三名に過ぎないのだから、各賛成率に同等の價值を置く譯には行かないが、暫く之を問題外に置けば、「重要議案の市會附議前公開説明」は官吏だけの賛成率は七一%に達してゐたのを、市吏員が三九%しか賛成しないので率を減じ、第一位を「市長權限擴張」に譲るやうになつたのであり、「市參事會市會特別委員會の議事公開」は、官吏だけならば五三%の賛成率だが、市吏員の二七%と云ふ著しく低い賛成率の爲めに低下を來して居る。又「市會第二院の設置」案には官吏側は兎も角七%の賛成者があるが、市吏員側には賛成皆無である。反對に「市長官選案」には市吏員の賛成率は二六%で、官吏の二一%を凌駕して居るのみならず、此の條項に對し總ての回答者グループを通じての最高賛成率を示してゐる。

質問事項外の希望としては市自治權の擴張、都制の急施、常設委員會の廢止等の案が他のグループよりも強く主張されて居り、又最も具體的な案として次の如きものがあつた。

「市制第七十三條に依り特に東京市に對し有給吏員の組織任用分限に關する特別勅令を制定し、事務の中樞機關たる總務局長は勅任一等官又は其の待遇とし、之が任免は政府に於て市長の同意を得て遂行することとし。之により市事務の恒久性を確保しシチー・マネージャー制度の長所を採用し、而も市長官選案の如き自治權侵害の非難を避くるを得べし。」

三、學者記者述家　此のグループの特徴は、「市長官選」案に對し各グループを通じ最も低率の賛意を表した事、並びに「市會に團體代表制の併用」、「比例代表制の採用」、「市長公選」等の嶄新な案に賛成高率なる事であ

る。尤も「團體代表制」には實業家の方が賛成者が多いが、他條項の權衡を考へるに、確かに一特徴を認め得る程の高率である。又「歸人參政權」には比較的多數の賛成者があるが「市長權限擴張」は多少賛成率が低い様である。

質問條項外の希望案として特徴的なのは、市民發案權（イニシアチヴ）シチー・マネヂャー制度、コムミツジョン制度（委員會制度）等外國の進歩した制度の採用、選舉法上財産並に住所に關する一切の制限の徹廢、市會議員に對し論功行賞の途を講ずる事、郊外在住者に對し東京市會議員選舉權を附與すること等であつた。又市會議員が市長及助役以外の吏員と直接交渉をする事を禁ずる爲め、平常市役所の事務室に出入するを禁ずること云ふ極めて穿つた案や、市吏員の地位を保障せよと云ふ様な提案がこのグループの中に著しかつた。

四、教育家 此のグループは實業家のグループとを比較するに、「市會定員の減少」に就て多少低率で高位を「重要議案の市會附議前説明公開」「市參事會市會特別委員會の議事公開」等に譲つて居る點、「歸人參政權」に就て多少樂觀的意見を表し比較的多くの賛成者ある點、「市會議員任期短縮」に就て著しく賛成者少き點、等に於て若干の相違があるが、此等を除けば、各條項に對する賛成の分布狀況は、實業家のグループの意見分布に極めて類似してゐるのは、圖表を一見すれば觀取し得る事であつて、興味ある事實と云はねばならぬ。大體の傾向は兩者全く一致し、たゞ實業家は市會議員の勢力を減殺すべき點を重く見、教育家は市政の公開を重要視する點だけが異なること云ふべきであらうか。

質問事項外の特種意見としては宗教心作興、市會の投票を一切記名投票とせよ、市會議員の歳費を全廢せよ、

と云ふのがあつた。手當増額を述べたのは一人も無かつた。

五、市區府會議員 このグループは云ふ迄もなく、市會改革案と直接或は極めて近き間接の利害關係を有してゐる人々であつて、而も質問條項は何れも市會の現状打破を基礎としてゐる。故に各條項に對する賛成率が著しく少なかるべきは豫期し得る事であるが、果して圖表に現はれた柱列は、他の何れのグループのそれよりも低い。中で「重要議案の市會附議前公開説明」「市參事會市會特別委員會の議事公開」は賛成率他の條項に擡んでゐるが、それでも五〇％には達してゐない。たゞ賛成率の分布上興味を以て見られるのは、第二項「被選舉者資格の嚴重制限」に對する賛成が上記二項に次で的高位を占める事で、斯る傾向は他の何れのグループにも見受けられない。恐らくは選舉毎に激増する競争者の出現防止を希望する念が、思はずも此の統計結果を見るに至つたものであらう。

質問事項以外でこのグループに目立つて多かつた希望は、市會の政黨化反對、選舉費用低下等の講究と云ふ二項であつた。但し何れも具體策は述べてなかつた。

六、兩院議員 貴族院議員三十七名、衆議院議員五十五名を一括しての傾向は圖表に現はれた通りで、「市會議員任期の短縮」の賛成率が著しく少いこと、「歸人參政權」賛成者が甚しく多い事が特徴になつてゐる。併しこの内前者は貴族兩院議員共通に賛成率が低いのであるが、後者はさうでなく、貴族院議員は三三％の賛成者あるに過ぎないのに、衆議院議員は六一％の賛成率があつて、平均を著しく釣上げ、依て以て、婦人のグループを除き、第一分類中の全グループ最高の婦人參政權賛成率を示してゐるのである。其他兩院議員の傾向相反するもの

ある事は、次の如き賛成率の分布数字を見るに明かである。

市會定員の減少（貴六八％、衆五六％） 候補者資格制限（貴六五％、衆四七％） 市長公選（貴四七％、衆六七％） 市長權限擴張四項平均（貴六七％、衆四三％）

「婦人參政權」賛成率が代議士に斯く迄多かつたのは、政友會内に於ける此の新政綱案の反映と見るべきであらうが、其の他の點での貴衆兩院議員の賛成率の不一致は、兩院本來の性質を顧みて肯かれるものがある。

質問事項外希望として注目すべきものに、一貴族院議員から提出された案で、東京市をして明治三十一年以前の特別市制に復せしめよ、と云ふ復古的意見があつた。

七、婦人 婦人の回答者は著しく少いので、他の諸グループと比較するには基礎が稍薄弱であるが、暫く之を問題外とすれば、その質問事項に對する賛成率の分布は可なり異常である。先づ最高の賛成率を示すのは「婦人參政權」案で次が「重要議案の市會附議前公開説明」之迄は當然であるが、第三位に來るのは「市長公選」で、次に「市參事會市會特別委員會議事公開」を挾んで「地域代表團體代表併選」が來、「議員任期短縮」案には兩院議員と同程度、市區府會議員に次いで少い賛成を示してゐるのは、如何なる理由に基くか興味ある事實である。このグループに於ては質問事項外の希望は極めて少く、たゞ僅かに市長復選制の提案があつたのみである。

八、其他 其他のグループには醫師、辯護士、軍人、文筆以外の藝術家、前官公吏で隱退せる人々等が入り、従つてその賛成率分布は雑多な傾向を綜合した結果が現れると思はれるが、圖表を見るに明かな通り、著しい特徴を看取し得ない。質問外希望事項も大體上に記した様な事が萬遍なく包括されてゐた。

第二分類

第二分類に組入れた回答者數は何れも甚だ少い。従つて賛成率の分布も安定性を缺くのであるが、此の事は第一分類中の或るものと同様、已むなく問題外に置いて論ぜねばならない。

一、元市吏員 このグループは「市會定員の減少」と「市長の市會解散權」に最も重きを置く點が特徴的である。第六項及第十三項に現れた市政内容の公開、婦人參政權等に關しては、現職の市吏員よりもラヂカルなるが如く見えるが、「市長官選」案に就ては略々現職吏員と同程度の賛成率を示し、「市長公選」案には現職吏員が五六％賛成せるに、二四％しか賛成してゐない。

二、市會議員 このグループの賛成率分布は、「婦人參政權」が著しく高く、「重要議案の市會附議前説明公開」が著しく低率なる事を除き、全く第一分類の市區府會議員の賛成率分布を擴大し明瞭化して示すものを見る事が出来ると思はれる。

三、市政監督者たりし元官吏 このグループに於ては「市長權限擴張」案中「市會解散權附與」に不賛成が多い事及び「候補者資格制限」案の賛成少きことが特徴となり、殊に前市吏員、現職官公吏と對照して興味を覺えしめる。又「市長公選」「婦人參政權」案に對する賛否も、元市吏員と反對の傾向を示してゐる。

四、社會科學者 第一分類の學者記者著述家中の約五分の一を占める政治經濟公法學者だけを抜き出して其の回答を検するに、大體の傾向は他の五分の四をも含む範圍のものに變りが無い。些かの相違は「市會に地域代

表團體代表を併選」の賛成率に於て他の學者評論家を抜き、「市長公選」「レフエレンダム制採用」に於て賛成率彼等よりも稍下り、又「候補者資格制限」に就ても彼等より賛成率少い事である。

五、無産黨關係者 このグループに若し無産黨に同情を有する立場にある評論家を加へたならば、かなりの多数になるのだが、分界が明瞭しないのに獨斷を以て色づけする危険を避けて、純然たる無産黨運動關係者だけに止めたので、僅か十三名しか數へられなかつたが、その回答の結果は、他の如何なるグループにも見られない特徴を示してゐる。即ちまづ「重要議案の市會附議前説明公開」には全員一致賛成し、「市參事會市會特別委員會の議事公開」にも九〇%以上の賛成率あり、之に反して「市會第二院設置」「市長官選」には一名の賛成者も無いのである。之は回答者全體を通ずる傾向を擴大して示したものに過ぎない、さう云ひ得るであらう。又「市長公選」賛成率の高いのも略々同様の概括をなし得るであらうが、他の諸條項になると、例へば一般に高率を占めた「市長權限の擴張」「市會定員の減少」「被選舉者資格制限」等が甚しく低率で、反對に一般に餘り歡迎されなかつた「レフエレンダム」「比例代表」「市會議員任期短縮」等は著しい高率に上つて居り、又「婦人參政權」に對してもこのグループは婦人自身を除き最も多くの期待を有してゐる等、賛否の分布が全體の傾向と全く反してゐるのを看過し得ない。

質問事項の回答以外に、某無産黨幹部のされた附言は此のグループの意見を代表するものと思はれるから左に掲げよう。

一、婦人參政權も結構ですが、目前の利ミ因縁情實ミに煩されず理想を追及する念慮の厚い二十歳以上二十五

歳以下の青年にも、選舉權被選舉權を與へる必要があります。即ち二十歳以上の男女總てに參政權を擴張すべきです。尙公民權は二年以上の居住を條件としてゐますが、之を六ヶ月まで短縮すべきです。愛市の念は居住期間の長短にはよりませぬ。

二、選舉の公營。選舉費例へば演說會費、選舉運動員費、文書印刷發送費等主なる選舉費用は市が負擔し、市で公に支拂ひ、個人が多額の費用を出す餘地無からしむれば勢ひ利權屋のつけ込む餘地無く、候補者從つて議員も人物本位になつて來るに違ひありません。市の財政から云つても腐敗議員に喰はるゝよりは、多少支出してもこの方が遙かに利益でせう。

六、藝術家 このグループに於ては「市長公選」案が嶄然群を抜き、「市會定員減少」案が次位にあり、一般に賛成率高き「市政内容公開」に關する第六項第十三項の案は第三位に落ちてゐるのが他に見られない特徴的分布である。善き市長の選任と云ふ事に多大の期待をかけてゐるかの如く見えるが、併し市長に實權を振はしむべき權限の擴張に就て些か賛成率が低いのは、矛盾なるかの如く思はれる。投票者數少きが故分布が安定してゐないのであらうか、但しはまた藝術家の無頓着によるものであらうか。

結 論

以上總計千五百の回答を備さに觀察し來つて知られる如く、方今市政改革の手段として緊急に感ぜられるものは、市民の職業により、性別により、社會階級により、將た又各人の經驗により理想により、必ずしも一致しな

い。賛否の結果は假に一致するも、その根據に至つては相距る遠いものもあらう。けれども、時弊の極る所、世論の昂まる所、萬目を見る所自ら大勢を爲して、困難なる統計の上に瞭然たる傾向を現出せしむるものがある。固より統計は、事物の異同を辯じて、その同じきものに就き集計し、大多數の觀察に基いて中庸の數を得るを本質とするもの、思想は、事物の異同を分ち、その他異なる點の觀察に獨自の意義を主張せんとするもの、中庸を離れ、大多數に反する小數の意見なりて排せざるを本質とする。二者其の志向は全然相反するが、若し輿論なるものが尊重さるべしとせば、統計的調査により濾過せられた大多數の意嚮は十分傾聴さるべきであらう。

上に調査の資料とした一五〇〇通の回答書に現はれた内容の小異を棄て大同に就き、之を綜合して、市民の市政改革思想の根柢を爲すところのものが、果して何であるかを檢する時、吾人はそこに三つの大きな底流が存するを看過し得ない。三つの底流とは何ぞや、

一、市會に對する不信任

二、地位權限一層強き市長の要求

三、市政の公開説明要望

が之である。

市會に對する不信任は、定員の減少案、被選舉資格制限案の賛成者多數なるに依て觀取すべく、それは一面眼前の醜狀暴露に激發せる憤慨の結果であるけれども、決して一時の昂奮と見得べからざる根柢を有する。市會の不信任は同時に現在餘りにも無力の地位にある市長の權限擴張を要求し、その強權附與の基礎として、民意がよく

市長の選任に反映すべきを求める。權限擴張の内容として挙げられた市會附議事項範圍の縮減、市長に拒否權原案執行權、市會解散權附與の案が、多少の偏差はあれ、大多數の賛成を得たこと、及び市長直接公選制が一般に歡迎せられたことは此の證左と見得る。最後に市政事務の説明公開は、質問第六項第十三項が大多數の賛成者を見たるによつても知らるべく、隱密の間に事を決するのが百弊の泉源であり、豫算其他の重大案件を、白日の下に公開し、一般に平易に解説せよ、この要求が澎湃たるを觀取し得るのである。

この三項は蓋、多數者の見解の一致する所で、而も冷靜なる専門的研究者の肯定せざるを得ない所であらうか。現行市制の改革は、細目は兎もあれ、この基調を離れる事は出来ないであらう。

遮莫、制度改革は改革運動の一部に過ぎない。吾人は、この運動が行はれると共に、市民教育が徹底し、當事者其の人を得て、市政の圓滿なる發達を見ん事を、希望せざるを得ないのである。

市會制度改善案私見

前 田 多 門

一 市政改善の要點

帝都にもあるものが、殆ど周期的に、司直の手を俟つて初めて、其の市政を淨化されると言ふ現象は、自治制施行三十年を迎ふる市民に取り、皮肉でもあり恥辱でもあるが、既に曲事のあつた以上は、用捨なく、徹底的に破邪の劍が振はれる上に於て、苟くも何等の妨げ無からん事を希望して已まぬ。

問題は善後策である。再び、三たび、此の醜態を重ねて、一事件毎に其の範圍が廣く、其の事態が惡質になつて居ると思はるゝ此の疑獄事件を、今回限り東京市政より永久に排除する爲めに、如何なる事が策せらる可きか。

三つの方面が考へられる。第一は市民教育の問題である。是が根本問題なる事は言ふ迄も無い。第二は現在制度の範圍内に於て策せらるべき刷新策である。現行法の下に於ける選舉に於て、不良議員を選出せざる何等かの運動、何等かの組織はなきか、現在の市會に於て、議事方法の改良さる可きものは無いか。現在法の與ふる市長の權限内に於て、市長はもつと毅然たる態度を採り、市會の非違を矯むる道は無きか。否、それよりも、一體此の時局に直面して、此の市會を解散するが善きか惡しきか。解散後之に處す可き途如何、等、等、此の項下に於て考究す可き問題は頗る多く、又直接現在の頽敗を救済する上に於て、緊急的性質を帶ぶるものは尠くない。而

して第三の問題は現在の制度を検討して、法制上何等かの改善策を発見するの餘地なきや、之を講究するのである。

東京市政調査會は、如上の考察に於て、此の重大なる市政の危機に際し、都下一般の所謂 *Thinking men and women* が、如何なる感想を有され、又如何なる意見を抱懷して居らるゝかを知る爲めに、而して此の「精思されたる輿論」の光に照らされて、本會の調査を進むる爲めに、上記三方面の内第三のもの、即ち主として制度改善に關して、五千六百餘名の各方面の識者及市政關係者に質問書を發した。特に制度改善の方面に限つた譯は、決して制度改正に第一の重要性を認めた云ふ理由では無く、最も具體的に事項を列舉して、各位の意見に焦點を付け易い爲めである。つまり漠然と御意見如何と切り出しても、御迷惑であること考へ、各位の御高見を抽出便宜として、十三の標的を選んだ譯である。是等の標的は、必ずしも本會の意見を示すものではない。否、其の内には寧ろ反對せねばならぬものもある。たゞ市政改善の制度方面の考察として、一般世上に考へられ得べき諸點を擧げ、是等に關して、一般の可否を問ふ外、其の他何にても、諸家の意見の存する所を周く伺つて見たのであつた。其の結果一千五百餘通の回答を得、其の回答の歸趨、分類に就ては、別項記事の示す通りである。

回答書に現はれた諸家の意見を綜合すれば、別項報告書の詳述する如く、第一に、現在の東京市會は信用す可からざるものであるから、何等か其の選出法に改善を加へるゝか、其の構成分子、その定員等を變更する必要あり、其の議事を公明ならしむる爲めに、市民の近づき得べきものとみなす事を要する云ふに歸着し、第二には、もつゝ市長の地位を鞏固にし、其の權限を擴張する事が急務であること見られて居る。今此の二方面に就き、回答

書の示す貴重なる輿論の光明に照らされつゝ、少しく卑見を述べて見る事と致し度い。

二 市政商賣の議員を排斥せよ

如何にしてもつゝ善き市會議員を得る事が出来るか。

現在の制度の儘で善い市會議員を得やうとするには、選舉の際、各區の選舉母體を教育し、刺戟し、組織するより外はない。而して光の子が暗の子に負けぬやうに努める外は無い。他の多くの場合に於て然るが如く、暗の子は光の子よりも慧くして執念強い。苟くも之を太刀打ちやうとすれば、光の子たるもの、暗の子に負けぬ慧敏と執着とを具へなければならぬ。此の事に就ては別に論ずる時があらう。たゞ此の場合一言す可きは、東京市會百弊の源泉と認めらるゝ、市政商賣の無定職議員を排斥する事である。或る人の話では、現在東京市會で、事實上定職の特に稱す可きものなく、市役所に出入して居る事の爲、不思議にも生活を営むで居ることを認む可きもの、少くとも、十三四人はあらうこの事である。(公の調査に基けば、現在無職業者六名) 而して今度の疑獄にしても、禍源は常に此の種類の人々から來るのである。觀念上無職必ずしも不良を意味せない。否、無職なるも生活に困難なく、餘力全部を擧げて市政の爲めに盡す言ふのならば、是程理想的の市會議員は無い。現に、市政學者マンローの指摘する所に依れば、ロンドン府會(London County Council)の議員定員百四十四名中、職業別にするに *Independent gentlemen* と言ふ特異の部類に屬する者、二十六名を算す。而して是等の人々は生活に何の顧慮する所なく専心公共生活の爲め盡瘁する人士である。ロンドン府會の品位と能力とは寧ろ是等の所謂無職議員に依て昂められて居るのであるが、吾が東京市會が別の意味の無職の議員に煩はされて居るのに

比して何たる對照である事ぞ。是等はむしろ、無職議員と言ふよりも、市政商賣議員と稱す可きであらう。忌憚なく言ふて、是等の人々を選出せざる様勢むる事が、市政淨化を策する一の捷徑である。今回本會の質問に對し寄こされたる或る回答書に、市會議員の市役所課長室其の他事務室に出入する事を禁止す可しと言ふのがあつたが、一見奇抜の如くであるが、又理窟から申せば通ほらぬ話であるが、確かに時弊の急所を突いて居る事と思ふ。而して所謂無職議員、換言すれば市政商賣議員に、兎角此の市役所の廊下が多いのは事實であらう。

三 市會定員減少

現在の制度を變へて、それで市會議員の品質を善くする道は無いか。

質を善くする爲めに數を少くする。是も一の方法である。米國は此の事を市政改善の一方法として居る。驟然たる多數者論議の府に市政が弄ばれる事から、漸次少數實質の士に依て市政が事務的に處理さるゝ様に變へて行かうとする思想、其の思想が煎じ詰められて、所に依ては市委員會制度、市支配人制度に迄、新形態を取るに至つた米國に於ては、同じ思想の傾向から、過去の市政腐敗を矯正する一策として、市會議員の定員を思切つて減らしつゝある。今人口三十萬以上の都市十四に就て見るも、一九〇五年に議員數合計七百五十一名であつたものが、一九二六年には三百三十三名即ち四割四分になつたこの事であり、現在の人口、東京と大差なきフィラデルフィア市が、其の有する市會議員僅かに二十名である。

是は確に參考す可き一案である。中には是に疑念を抱き、數が少くなる事、必ずしも質を善くする結果を招來せぬ。其の曉、運動請託を却て容易ならしめ、弊害が益々増長するであらうと考ふる者もあり、寧ろ反對に、

定員を増加して、種々の階級を代表せしめ、勢力相索制せしむ可しこの意見を寄せられた向もある。是にも亦尤もの點がある。然し、考へねばならぬ事は、前者即ち數小質良は、既に米國に實例があり、後者即ち市政改善の爲め故ら員數を殖やすと言ふ方には、未だ實例を聞かない。心理的に考察しても數が少なければ、選舉區の者も、いくらか人選を慎む。議員になる者も、數が少く、人の注視がより多く自己に集れば、自然行狀を慎むと言ふ事になりはすまいか。

仍ほ、此の定員減少は、市政肅正と言ふ方面以外に強い根據がある。今後益々市域の擴がり行く大都市では、初めと同じ割合で議員數を認めて行つた日には、遂に仕末の行かぬ程の大都市會を持つやうになる。東京の市會定員は現在八十八人であるが、若し都制が實施されて本會提案の如く附近八十四ヶ町村が編入さるゝ曉には、其の市會議員數も百何十人になつて、市會は尨然たる大討論場に化すであらう。ロンドン府は其の地域に於て東京市の四倍、人口に於て二倍半であるが、現在の市會定員は百四十四名。而して一九一九年ロンドン府會の大ロンドン實現期成に關する決議書に依るも、假令現在のロンドン府が大ロンドンの區域迄擴張した後でも（大ロンドンはロンドン府の五倍）、議員數は現在の百四十四名が精一杯であつて、之より増加する事は能率を害すると言明言されて居る。

更に、議員數を減すると言ふ思想は、決してデモクラシーに反するものとは思はぬ。選舉權の擴張と言ふ事、被選舉者の數の減少とは矛盾するものでは無い。前者は主義の問題であり、後者は行政便宜の問題に屬する。

四 他より優良分子を容るゝ途如何

市會の中に、手取り早く善い人々を押し込む事が出来ないか。選舉民の自覺を促して、理想選舉を行はして、さうして善い議員が選ばれる。それが勿論常道ではあらうけれど、何時になつたら、それが行はれるか。問ふ時に、實は望洋の嘆に暮れざるを得ない。そこで、こんな考も起つて来る。

第一に考へられるのは、一般に選舉區から選ばれて来る議員の外に、違つた選舉母體から出て来る新分子を容れる道は無いか。と言ふ點である。

吉野博士は嘗て、職能代表主義を一部取り入れ、東京市内の主要職業團體より一定数の代表者を派出せしめて、一般市會議員と共に、市會に列せしむる事を提唱された事があつた。傾聴すべき説と思ふ。唯だ、僅かしか宛てがはれぬ一部の定数を職能代表主義の適用の範圍に充つる事が、實行上如何のものかと思はれる。寧ろ市民の消費生活に關係深き團體と言ふのに、標準を取り、産業組合、商工會議所、學術團體、勞働團體等の代表者を、一定数を限つて議員にしたらば善からうと思ふ。然し、如何なる團體迄を代表せしむるかと言ふ限界點を極めるのに、相當の困難がある。其の方法に關して一層の研究を要す可きであらう。但し此の方法に關して、投票權平等の原則に背くと言ふ相當有力な反對がある。當該關係團體員は、一般市民として投票權ある上に、其の所屬團體を通じて、又代表者を出だし得るからである。此の反對論に對してはかく答へ度い。凡て平等を是正する標準は、人間の單なる存在に對してよりは寧ろその活動に對して定む可きである。實例としても、現に英國の大學選舉區の制、及び同國に於て一定條件の下に、一人が二箇選舉區に跨つて選舉權を行使し得る制度がある。

優良分子を市會に送る第二の案としては、是れ亦英國に行はるゝ Aldermen の制度である。英國市制のオールドメンは市參事會員と言はんよりは、寧ろ長老議員と譯す可きであらう。別に第二院を組織しないからである。(City of London) のは特殊の傳統に基くものなるが故例外一般の市に於ては通常の市會議員定数の三分の一、ロンドン府會に在つては定数の六分の一を、長老議員の定員數に宛て、市會(ロンドンに在つては府會、以下倣之)に於て選任し、任期は通常議員の倍、即ち六年間とするが、權限其の他は一般議員と全く同様で、共に市會の一員として働くのである。その選任の範圍は、市會の内からでも、外からでも宜ろしいのであるが、ロンドンでは從來外部から選任するのが常例で、市會内部から選む事は近來殆ど無いと云ふ事である(一九二一年ロンドン府制に關する勅命調査委員會證人尋問調査に依る)。即ち此の制に依て、通常の選舉では拉致し難き、名望經驗家を市會内に送り、市政遂行の上に於て品位と能率とを高めて居るのである。かゝる Co-optation は、考へ様に依ては、デモクラシーに反する疑があるかも知れぬが、事實市會を優良ならしむる實績上、從來英國でも之に對する反對は少く、一九一九年ロンドン府會内の大ロンドン都制調査委員會に於て此の問題審議の際、極めて少數の反對者があつただけで、勞働黨の人々でも、此の制度を攻撃せぬのである。

此の制度を、吾國情參酌の上、市會の構成に採用して見るのは一策ではあるまいか。人或は言はん、市會の素質が改まらぬ限り、市會から選任する議員に何の善き者出でん。然し、比較的少數の者を、改めて市會から選任すると言ふ場合、社會の注意も自ら強く集る譯であるから、さうつまらぬ者許りを選舉する事は事實上出来まい。若しさうしても、之れが心配と言ふなら、一定の資格を極めて選任範圍を作つて置くのも一方法である。

五 參事會委員會の公開と萬年市會

市會の構成は一通りそれで善いとして、市會の運用上何か改善す可きものは無い。

第一に市會をもつて民衆に接近せしめよ、其の委員會の如きも、開かずの部屋で、秘密の扉重くやつて居た從來の風を革め、せめて新聞記者に之を開放せよ。此の主張は、今回の回答書中第二位の多數意見の裏書きする所でもあり、本會としては之を市會に建議した次第であつて、其の理由は言を俟たずして明かであるから茲には贅説し無い。又市政運用の中樞をなす市の豫算書をもつて簡易化し、市機關の審議に先だち、之を理解し易き形に於て市民に公開せよと言ふ事も、今回の回答書最多數の意見であり、而して既に本會が之を市當局に建議した處であつて、嘗て之を論述した事があるから、是亦茲に説明を省く。唯だ此の際一言し度きは、東京市會の名物たる萬年市會の弊である。市制の條文に依れば市會は市長之を召集す。而して議長は單に市長に依て定められたる會期中の市會の、其の時々の開會閉會を宣する丈けである。然るに東京では嘗て市長が一度市會を召集した以後、會期は不定期即ち無期限であるから、年中開かれて居るのであつて、議長の欲する儘勝手に開かれ又閉ざされるので、市長は之に對して何等の統制權が無いのである。是れだけ聞くなら、世人はさして其の不都合を見ぬであらう。却て市政の中心たる市會が年中開かれて居る事は、自治政の爲めに結構の事とも言へるであらう。成程一面さうも考へられるが、其の裏面に甚だ困つた弊害が伴ふので、萬年市會の結果、ある議案が議員の意に満たぬ時は、何箇月でも何箇年でも、無限に未議了の儘引張つて行かれる事である。若し斷然否決されるのなら、市長に於て或は再議に付する途もあり、其他之に對抗する方法もあるが、賛否を留保して、いつまでも事件

を握り込まれるのが、理事者の最も閉口する處であり、又市會の往々にして用ふる奥の手である。是は市政を滞らせしむるのみならず、かく有邪無邪事を決せず、思はせ振りの詮議の空氣に付け込むで、兎もすれば魔の手が伸び易く、種々の不祥事件を醸す緣由ともなるのである。故に出来るなら此の萬年市會の風を矯め、市長は會期を定めて市會を召集し、會期中に議案を議了せざる時は相當の手續を執る様にし度きものである。然るに現在の實情に於て、市長が英斷を以て之を實行しやうと思ふても、結局實行が出来ぬ譯は、今の制度に實際では市會附議事項が實に多く、跡から跡へミ、案件が生ずるので、會期など定めて一度つゝ市會を召集するよりは、寧ろ萬年市會の方が、理事者に取ても便利であり、心ならずも此の斷行が出来兼ねるものと思ふ。故に之を實行するには、市會附議事項をもつて整理する必要がある。今の市制では不動産の取得や處分管理の事などの、些々たる件や、當然豫算執行の範圍に屬する種々の事柄迄、一々市會にかけねばならぬ處から、東京市の様な世帯の大きい處では、年中、休みなしに市會議決事項が発生するのである。故に此の點よりしても、市長の専決事項、若は少くも市參事會議決事項を擴張し、萬年市會を廢さん欲すれば何時にても廢し得る様附議事件數を整理する必要がある。

六 市長の地位を強くせよ

一轉して市長の問題に入る。

元來自治の本義から言へば、市會市長一如であるべきで、執行機關をして強めて議決機關に對抗せしめ、其の相互勢力の消長を云爲するが如きは、寧ろ自治の小乘論に屬す可きものであるかも知れぬ。此の點に於て英國流

の市長は圓滿無碍の地位に立つて居る。彼はたゞ外に對しては市を代表し、所謂 Ornamental part を演ずるのであつて、内に在つては、市會議長として會議の進行を主宰しきへすれば善いのである。即ち彼は執行機關にあらず、執行も議決も、併せて市會が之を掌る事になつて居るのである。然かし吾國の市長はさうであり得ない。獨逸風の専門家市長、それが法制上實際上の要求する處であつて、殊に獨逸の市參事會の權限を市長一個の人格に吸収せしめて仕舞うた吾國現在の市長は、強力なる執行機關として、議決機關に對峙し、議決機關にして非違あらば、敢然之を匡正する任務にあるのである。之を過去の實例に徴するも、市長にして強くんば、市會の腐敗を或點迄矯正する事が出來たのである。吾國自治發達の現在の程度に於ては、市長が強いと言ふ事は、市政振興上極めて必要である。

さればこそ、今回の回答案中にも、或は市會權限擴張と言ひ、或は市長公選説と言ひ、多數の點數を集め得たのは全く一般の輿論が、市政の現況に直面して、市長を強からしむる必要を痛感した結果、期せずして茲に到つたものと看する事が出来る。たゞ此の結論を實現する爲めに、如何なる方法に依るべきかが、考察を要する點である。

市長を強くする爲めに官選せよと言ふ考は、以前からも官僚の間に廣く抱かれ、今又此の市政醜態に接して、相當根強く有力者間に確信づけられて居るやうである。今更東京三十年の昔に遡て、特別市制當時の如く、官吏の市長を仰ぐが如き、著しき時代逆行を敢てして迄、官選市長を迎ふ可しとする主張が、その數は少くも相當思慮經驗ある人士の間に唱道せらるゝは、決して等閑視出來ぬ所であつて、市政禍根の由て來る所の何物にか觸れて居るものと見なければならぬ。結局地位の保障を有し、市會議員の自由にならぬ理事者が、毅然として其の

所信を斷行するにあらざれば、到底市政の處理は出來ぬからであらう。故に此の議論には充分敬意を表するが、今の政界官界の情勢で、官選の市長がこれだけ毅然たる態度を執り得るものであらうぞ。中央政府に於ける黨弊浸潤の弊甚だしき現代に於て、其の中央政府の所在地なる東京に、官吏の市長が臨みたる時に、如何なる事が行はれ、如何なる情勢が現出されべきか、想像に餘りあるであらう。官選市長を唱ふる者の眞意は諒するが、その事が決して所期の目的を達するもので無い事を斷つて置く。

公選市長は如何。市長が市會に依て任命さるゝ現制度が、市長の腰を弱からしむる處ありとすれば、而して官選市長も今更時代遅れであるのみならず、所期の効果を擧げ難いならば、歸着する所は公選市長、即ち市民直接選舉の市長より外は無い。是は米國式の制度で、市長を明瞭に市會に對立せしむる爲めには徹底的な遣り方である。本質的に悪いとは言へないが、是に關して、重大なる異議は、かうやつて公選にした結果は、時にデマゴグが人氣を集めて市長となる處があり、吾國市制の體系が、行政専門家を市長に迎ふるに在るの趣旨に反するのみならず、市長選舉には必ず金が要る結果を招來する事を缺點とする。現在の日本で、金を自分から出して迄市長になり度いと言ふ人に、大して善い市長適格者がありとも思へない。若し其の金は政黨が負擔して、黨人が出すと言ふなら、猶更別の危險が伴ふ。此の理由に依り、自分は市長公選説に賛成を躊躇する。

市長が市會から任命されたにて別に市會に對して、卑下する必要もないでは無いか。一旦選まれて市長ならば、名器は是を人に藉さず、法の與ふる權限に基いて、執行機關たるの實を擧ぐるに何の遠慮を要せぬ。其の代り市長の地位及權限を法上實際が強く擁護しきへすれば宜しい。其處で市長權限擴張問題が起る。

然るに此の市長権限擴張たるや、冷靜に法規に基いて検討するに、現在以上合理的に擴張し得る餘地は寧ろ少いやうである。何故ならば、日本の市長は、法制上相當廣き權限を附與されて居るのである。先づ吾國の市長は完全な發案權を有するに反し、市會には發案權を明に認められて居無い。(尤も是に付ては美濃部博士の如き、市會に發案權あるを當然とせらるゝ説もあるが、法條の明文に行政實際はまた之を認めて居らぬ)又市長は極く少許の市參與市助役等を除くの外、完全な市吏員任命權を有する點に於て、何れの國の市長よりも權力を恵まれて居る。而して市長は、市會の議決が公益に反し收支に關して不適當なりと認めた場合には再議に附し、市會猶之を反省せざる時は、進むで府縣參事會の裁決を仰ぎ、更に進むで内務大臣に訴願する事迄出来るのである。かく自治體の執行機關としては相當強い權限を與へられて居るのであるが、之に拘はらず市長は是等の權限を充分に行使し無いのが、寧ろ現在の實情ではあるまいか。市長の完全なる可き市吏員任免權が、事實に於ては第三者の容喙に依て實現されざるは、隨所に之を聞く處であり、再議要求權の如きも、吾國市制施行以來未だ一回も行使せられた記録を見ないと言ふが如き、如何に市制が賦與したる市長權が事實上空權に終つて居るかを、如實に物語るのである。故に市長權限擴張もさる事乍ら、それより前に、如何なる事實が、既に法の與へし市長權を空權ならしむるかを考察するのが、寧ろ問題の核心に觸るゝ譯では無い。

事實上現在の市長が、其の權限を充分に行使し得ざる所以は、第一に市會議員の市長に對する心得が間違つて居る事、市長其の人に強味が足りぬと言ふ事も、その理由であらうけれど、之れより大きな支障は、市自身の自治權が不完全な爲めに原因するものが、頗る多いと考へられる。市自體の自治權が制限される事は、獨り市長に

のみ影響する所では無いので、市會議員を初め凡そ市に關係の凡ての人、凡ての事物が、相共に受くる制限なるべき理ではあるが、市長は市の代表者であるから、最も其の制限の苦痛を體驗する當事者は、市長以外の何者でも無い。殊に帝都の如き大世帯で、然かも人口四五萬の小都市と少しも異らぬ市制の適用を受けて居る所では、何事をするのにも、監督官廳の認可許可に俟つ所が殆ど無數と言つて善い程簇出する外、一にも二にも、政府の補助金を仰がねば、到底此の制限された財政權で、何事も仕果し得ない。然し、此の認可や許可や、將た補助は、全く政府の方寸に依て極まるものであり、其の上政黨關係などが手傳ふ場合には、全然市長の過失に依るにあらずして、飛んでも無き官廳側の拒絶に會ふて、面目を潰し、市の不利益を招く機會が多い。此の場合に、市會議員が眞面目に憂を市長と共に煩かつの態度に出る事が、自治制の自治制たる所以であるけれど、市會が直接掌理の責任に在らず、實際各員が苦痛を感じる事が無いのであるから、人情の弱點、同憂の態度よりは、寧ろそれ見た事かと嘲笑する事になり勝ちであり、嘲笑は更に進むで、冷罵となり、更に熱しては攻撃問責迄發展し、平生何か他の事で醸した鬱憤を此の際に晴らして市長に打ち込むのである。斯の如く、江戸の仇を長崎で打たるゝ機會を無數に持つ市長に在りては、餘程の豪傑で無い限り、折角法が與へて呉れた權限があつても、是を思ふ存分に振り廻す結果怨を市議に結ぶ事が、他日如何なる事で復仇されるか解からぬ懸念の爲めに、つい遠慮勝ちに流れるのであつて、其處から段々理事者の態度が崩れて來るのである。故に市長をして其の權能を何の顧慮なく行使せしめんとすれば、安心して之れが行使出来るやうに、何時落し穴に陥るか解からぬ不安の無いやうに、仕組をせねばならぬ。現在のやうに、政府が生殺與奪の大權を握つて居る、慘めな自治狀態を改め、市長

が自己の過失に依らずして、單に政府の都合に依りて窮地に陥らるゝ様な危険ある事を、除去せねばならぬ。一言にして盡せば、市長の權限を擴張するのは、寧ろ對市會の關係よりは、對政府自治體自身の方面に於て、考究する餘地が多いのである。此の方さへ固まらば、對市會關係も、もつゝ鞏固になるのであらう。仍ほ此の機會に於て一言付け加へ度いが、今日の如く中央官廳の御慈悲に自治體が全然繫つて居る以上は、兎もすれば、中央の大官小官より色々の人間を持ち込まれ、情實任命の弊が、或る場合には、市會側から持ち込まれるものより數等多い事を指摘せねばならぬ。

七 レフエレンダム採用の餘地ありや

市長を強からしむる爲め、更に法制上權限を擴張する事も、今日の場合、決して不必要とは言はれぬのである。自治制體系の許容し得る範圍内に於て、其の權限を擴張する途があらば結構である。

市長の市會解散權を言ふものがある。世界何れの國の都市に於ても、市長に市會解散權を認めて居る處は、調査の届く範圍内に於ては、無いやうである。然かし是非必要とあらば、格を破つて、市長に解散させて見るのも一策であらうが、解散權享有を是正さるべき市長は、市會に於ける在朝黨の首領自身たるべきであらう。吾國の市長は斯の如き種類のものに限るゝ、市制體系が膠着固定して仕舞ふ迄、市長解散權は問題にならぬと思ふが、果して市長をさやうなものにして仕舞はなければならぬか、大きな疑がある。吾國の市長はこゝ迄もニキスパートであり度い氣がする。

原案執行權は如何、否認權は如何、米國は市長に市會議決に對する否認權を認めて居る。都市に依て多少の差

違はあらうが、大體市長が市會議決に同意を表し得ざる時、否認權を行使する事が出来、その場合此の否認を覆すには、市會の三分の二、時には五分の四、の多數を要するのである。現在吾國市長の有する再議要求權を更に數等強めたものであつて、之を吾國で採用する場合は、現在の此の再議請求權を基礎として、之に此の否認權を加味すべきであらう。卑見としては、再議要求權は其の儘として置いて、たゞ再議に付するも仍ほ市會が其の態度を改めぬ場合、現今制度のやうに、其の最後の審判役が内務大臣である代りに、之を市公民一般とし、市長が正しきか、市會が正しきか、之を東都三十六萬の公民に依て一般投票せしめて決するやうにし度い。かゝるレフエレンダムの制度は、米國や瑞西に實行されて居るのであるが、あらゆる場合に、廣くレフエレンダムを許容する瑞西などでは、多少濫用の弊害に苦しむで居る模様である。今突然日本にレフエレンダムを廣き範圍に認むる事は、不可能と思はるゝが、市政の上で、市長と市會とが衝突した場合、市長が之を市民に訴へて、曲直を一般投票に依て決せしむる程度のものなら、別に弊害も無く、大體正しき輿論を反映せしむる事が出来るであらうと思ふ。市長に否認權若は原案執行權を行はしむる條件として、而して此の場合に限りて、レフエレンダムを實行する事を試み度い。

八 結局都制の確立

以上大體市政改善諸案に關聯して一應の私見を開陳した積りであるが、前掲市會に關する事項中、一つ書き漏らした處を茲に補ふて置きたい。それは、大都市郊外に在住する者にして日々都市内の事業に従事する者に、何がしかの形に於て市政參與の權を認むる方法は無きかの點である。郡部在住の識者階級をして、一定條件の下に

都市の爲めに参政する権能を行使せしむる事は、間接に市政改善上貢献する所があらう。その参考としては、英國がある。英國では區域外七哩以内に居住する者は、都市内に財産を有するか、又は一定率の地方税を拂ふ（家賃を支拂へば可なり）場合に於ては、其の市に於ける選舉權を有し、更に被選舉資格としては以上の距離の制限が、區域外十五哩迄に及ぶのである。此の規定の適用として、郊外在住の識者を拉して市會議員としたる實例多く、現にリヴァープール市の如き、市會定員百三十七人中、市内在住者は二十五人のみの事である。市會の構成上聊か參考しす可き點である。

上掲數個の觀點から、市政改善の諸案を考究し、殊に制度の方面より之を論ずる時、結局帝都には帝都に相應しき都制を與へよと言ふ事に歸着する。都制のみが弊害を救済しない。然し都制をも與へずして、此の困難なる市政の成績を挙げよと需むるのは、難きを人に強ふるのである。市制施行以來二十幾回か都制が議會に議せられて、今以て之が解決されないと言ふのは、其の事自身、東京市政不振の原因を包蔵するものである。目前の淨化運動も結構であるが、根本的都制の確立も併せて期圖すべき、今がその機會である。都制案の如何なるものなるべきかは、嘗て本會が之を示した處であるが、更に今回の事件に鑑みて、市會の構成、市長の權限、市の自治權、等、等、に關して、從來の都制案が觸れなかつた部分を充實する必要が生じて來た。然かし、茲には管だ右に關する若干の點につき一個の私見を披瀝するに留めて置く。（昭和三、一〇、二二）



昭和四年一月十二日印刷
昭和四年一月十五日發行

都市問題パンフレット第八號

定價 二十錢

編輯者

財団法人 東京市政調査會

印刷者

東京市京橋區築地三丁目十五番地
北村恒次

發行所

財団法人 東京市政調査會

東京市麹町區有樂町一ノ一
板替口監東京七一六〇九番

刷印所刷印屋中

都市問題パンフレット

No. 1 法學博士 小林丑三郎 (再版) 都市財政の根本的改善 改正の根本方針―後援及調整問題― 國庫補助金問題―都市の財政問題― 都市の開發問題―都市の土地利用問題― 都市の税制問題―都市の公債問題― 都市の自治問題―都市の自治問題― P. 25 10 Sen	No. 2 本會研究員 鈴木武雄 昭和三年東京市豫算案を評す 財政市長の豫算案―普通會計收入 豫算―稅收入―市債―其他收入―結 算―特別會計收入―特別會計支出― の豫算―特別會計收入―特別會計支出― P. 64 20 Sen	No. 3 本會囑託 川本宇之介 大阪市の學區廢止に就て 學區廢止の經過―學區廢止の理由― 及び廢止の沿革事項とその批判― 學區廢止に伴ふ諸問題とその考察― 將來の計畫― P. 58 20 Sen	No. 4 復興局囑託 富樫建造 名古屋市の町名番地 都市―町界の町界地帯―舊市部一 般に於ける町界町名の現狀とその整 理―新市部地帯の整理及町界地帯に 於ける町界町名(附圖十三種)― P. 27 10 Sen	No. 5 法學博士 關一 (再版) 市營業の本質 都市財政上の一體問題―關に於ける 市營業の概念―市營業に於ける市 營業の實―市營業の法―市營業事 業―市營業の安否―市營業の公衆事 業―結論― P. 38 10 Sen	No. 6 醫學博士 藤原九十郎 (再版) 都市の塵芥處分問題 都市―都市に於ける塵芥處分の 概況―塵芥處分―塵芥處分に關する 問題―最近に於ける塵芥處分の趨 勢―總括的の有用問題―結論― P. 37 20 Sen	No. 7 法學博士 關一 下水道事業の經濟 都市―下水道事業の經濟―都市 の下水道事業―下水道事業の經濟 金及費用の制度― P. 26 10 Sen
---	---	---	--	---	--	--

財團法人東京市調查會發行送料各2錢

OA Z

99